

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 5 月 21 日 (金) 第 210 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 駐在機関の設置 (※) (人事課取扱い) 1
- 駐在機関の廃止 (※) (人事課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除 (2 件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定 (森づくり推進課取扱い) 3
- 保安林の指定施業要件の変更 (森づくり推進課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 3
- 漁船保険付保義務発生 (2 件) (水産振興課取扱い) 3
- 肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農地整備課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の計画の変更 (3 件) (農地整備課取扱い) 4
- 公共測量の終了 (監理課取扱い) 5

公 告

- 一般競争入札公告 (管財課取扱い) 5

人 事 委 員 会 規 則

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (※) (職員課取扱い) 8

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員等検定合格者審査実施公告 (生活安全企画課取扱い) 8

奄美大島海区漁業調整委員会指示

- シラヒゲウニの採捕についての指示 (奄美大島海区漁業調整委員会取扱い) 11

告 示

鹿児島県告示第660号

地域振興関係職員の駐在機関を次のとおり設置する。

令和 3 年 5 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

駐 在 機 関 名	駐 在 地	担 当 事 務	設 置 年 月 日
大島支庁総務企画部奄美市駐在機関	奄美市役所内	地域振興に関する事務	平成31年4月1日
大隅地域振興局総務企画部錦江町駐在機関	錦江町役場内	地域振興に関する事務	令和3年4月1日
大島支庁総務企画部大和村駐在機関	大和村役場内	地域振興に関する事務	令和3年4月1日

鹿児島県告示第661号

平成20年4月1日鹿児島県告示第593号(駐在機関の設置)をもって設置した駐在機関のうち

ち、大隅地域振興局総務企画部鹿屋市駐在機関は、平成23年3月31日限り廃止する。

令和3年5月21日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第662号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和3年5月21日

鹿児島県知事 塩田康一

1 解除に係る保安林の所在場所

肝属郡肝付町岸良字姫門1593番12（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第663号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和3年5月21日

鹿児島県知事 塩田康一

1 解除に係る保安林の所在場所

肝属郡肝付町岸良字姫門1593番12（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第664号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和3年5月21日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

出水市下大川内字上山手1192番3，字山手1233番11，1233番23，字飛久留1234番，1235番，1236番2，1236番3，1239番1，1240番，1243番7，1282番3，字葛根平1295番1，字瀧下4049番15

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第665号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年5月21日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年3月17日鹿児島県告示第385号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び伊仙町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第666号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年5月21日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年10月30日鹿児島県告示第1523号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第667号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和3年5月21日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
島田泌尿器科医院	霧島市隼人町東郷一丁目296番地	令和3年4月1日	更生医療

鹿児島県告示第668号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、野間池加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和3年5月21日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第669号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、屋久加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和3年5月21日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第670号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和3年5月21日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1318号	令和9年5月28日	乾血及びその粉末	血粉（1号）	窒素全量 12.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	有限会社 鹿児島油脂工業	日置市伊集院町寺脇87番地

鹿児島県告示第671号

土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）竹下地区の工事は、令和3年3月29日に完了した。

令和3年5月21日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第672号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業農村地域防災減災（農村災害対策整備）（旧：農地防災（農村災害対策整備））（農業用排水施設整備）吹上地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年5月21日

鹿児島県知事 塩田康一

- 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和3年5月24日から同年6月18日まで
- 縦覧場所
日置市役所農地整備課

鹿児島県告示第673号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業水利施設整備（畑地帯総合整備型）（旧：農地整備（畑地帯担い手支援型））（農業用排水施設整備）大隅南地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年5月21日

鹿児島県知事 塩田康一

- 縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧期間
令和3年5月24日から同年6月18日まで
- 3 縦覧場所
曾於市役所耕地課

鹿児島県告示第674号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業水利施設整備（基幹水利施設整備型）（農業用排水施設整備）大隅南地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年5月21日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和3年5月24日から同年6月18日まで
- 3 縦覧場所
曾於市役所耕地課

鹿児島県告示第675号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、始良・伊佐地域振興局長から令和2年12月22日鹿児島県告示第1128号で告示した公共測量の実施は、令和3年4月30日終了した旨の通知があった。

令和3年5月21日

鹿児島県知事 塩田康一

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和3年5月21日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入をする物品等の名称及び数量
車載用放射線検出器 一式
 - (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者で

あること。

- (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
 - (3) 申請書類の受付期間
令和3年5月21日から同年6月3日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
 - (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札書の提出場所
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
 - (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
 - (4) 入札書の提出期限
令和3年7月2日午前11時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
 - (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 令和3年7月2日午後2時30分
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）管財課入札室
 - (6) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。
- 5 契約条項を示す場所及び期限
4の(2)及び(4)に同じ。
 - 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

In-vehicle Model Radiation Detector:1Set

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

11:00 a.m. 2 July 2021

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3826

FAX 099-286-5643

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月21日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

鹿児島県人事委員会規則第12号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鹿児島県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「局長 子育て・高齢者支援総括監」を「局長 地域政策総括監 子育て・高齢者支援総括監」に、「参事（子育て・高齢者支援担当） 参事（本港区まちづくり担当） 課長」を「参事（地域政策担当） 参事（子育て・高齢者支援担当） 課長」に、「課長補佐（総務担当に限る。）」を「課長補佐（総務担当及び財政課の歳出担当に限る。）」に、「総括秘書官 知事秘書官」を「秘書官」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会公告

警備員等検定合格者審査実施公告

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第6条の規定により、鹿児島県公安委員会が行う審査（学科試験及び実技試験を受験する者に限る。以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

令和3年5月21日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

1 検定合格者審査の種別及び級並びに当該種別及び級に応じた資格

(1) 空港保安警備業務に係る1級の検定合格者審査

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警

備（次号において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(2) 空港保安警備業務に係る2級の検定合格者審査

空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧規則第1条第2項に規定する2級に係るもの（以下「旧2級検定」という。）に合格した者

(3) 施設警備業務に係る1級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(4) 施設警備業務に係る2級の検定合格者審査

常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務に係る1級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備（次号において「交通誘導警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務に係る2級の検定合格者審査

交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る1級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備（次号において「核燃料物質等運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査

核燃料物質等運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(9) 貴重品運搬警備業務に係る1級の検定合格者審査

旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(10) 貴重品運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査

貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

2 検定合格者審査の申請の対象者

検定合格者審査は、次に掲げる条件のいずれも満たさない者について行う。

(1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上である者

(2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧規則第12条第1項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上である者

3 検定合格者審査の実施日時及び場所

(1) 実施日時

令和3年6月24日（木）午前9時から午後1時までとする（午前8時30分までに当該旧検定合格証を持参の上、鹿児島県警察本部1階正面玄関ロビーに集合すること。）。

(2) 実施場所

鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）

4 検定合格者審査の方法

(1) 1級の検定合格者審査

ア 学科試験

(ア) 科目

a 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

b 法令に関すること。

c 警備業務の実施に関すること。

d 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 問題数

10問

イ 実技試験

- (ア) 科目
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (イ) 内容
徒手の護身術の基本動作を2種類実施
- (2) 2級の検定合格者審査
- ア 学科試験
- (ア) 科目
- a 警備業務に関する基本的な事項に関すること。
- b 法令に関すること。
- c 警備業務の実施に関すること。
- d 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (イ) 問題数
10問
- イ 実技試験
- (ア) 科目
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (イ) 内容
徒手の護身術の基本動作を1種類実施
- (3) 各級とも学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
- 5 提出書類
- (1) 検定規則において規定する審査申請書（検定規則別記様式。以下「審査申請書」という。） 1通
- (2) 住所地を疎明する書面（鹿児島県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧規則第8条の規定に基づく合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けた者で、県内に居住するものに限る。） 1通
- (3) 営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けた者で、県内の営業所に属する警備員に限る。） 1通
- (4) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1葉
- (5) 旧検定合格証の写し 1通
- (6) 審査手数料 4,700円（4,700円分の鹿児島県収入証紙を審査申請書に貼付して提出すること。）
なお、審査申請書を受け付けた後は、審査手数料は返還しない。
- 6 申請先
申請先については、次に掲げるとおりとする。
- (1) 県内に居住し、県内の営業所に属する警備員
住所地又は営業所の所在地を管轄する県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (2) 県内に居住し、県外の営業所に属する警備員
住所地を管轄する県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (3) 県外に居住し、県内の営業所に属する警備員
営業所の所在地を管轄する県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (4) 県外に居住し、県外の営業所に属する警備員で、鹿児島県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けている者
県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- 7 申請方法
受審者本人が6の申請先に直接持参により、令和3年5月31日（月）から同年6月11日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後4時までに行うこと。
なお、受審希望者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。

8 合格者の発表及び成績証明書の交付

- (1) 合格者の発表は、検定合格者審査当日、検定合格者審査の実施場所において行う。
- (2) 検定合格者審査当日、合格者には検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 受審希望者は、1の(1)から(10)までの検定合格者審査のうち、いずれかの審査についてのみ申請することができる。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、検定合格者審査を延期又は中止する場合がある。

10 審査に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）

奄美大島海区漁業調整委員会指示**奄美大島海区漁業調整委員会指示第3-1号**

奄美大島海区におけるシラヒゲウニの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和3年5月21日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

1 殻径制限

殻径（トゲを除いた殻の直径）5.5センチメートル以下のシラヒゲウニを採捕してはならない。

2 禁止期間

9月1日から翌年6月30日までの間は、シラヒゲウニを採捕してはならない。

3 適用除外

1及び2の規定については、次に掲げる者であって、奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、適用しない。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 増養殖（移植を含む。）の用に供しようとする者
- (3) その他委員会が特に認める者

4 承認証の交付

委員会は、3の承認を受けた者に対し、承認証を交付するものとする。

5 承認証の携帯

3の承認を受けた者は、交付された承認証を自ら携帯し、又は操業の責任者に携帯させなければならない。

6 承認の取消し

委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、3の承認に条件を付し、その内容を変更し、又はこれを取り消すことがある。

7 取扱要領

この指示に定めるもののほか、シラヒゲウニの採捕承認に関する事務の取扱いについては、別に定める「シラヒゲウニの採捕承認に関する事務取扱要領」によるものとする。

8 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和3年5月21日から令和6年3月31日までとする。